別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
令第百十二条第三項の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	二十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	五十六万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十七万円
令第百十二条第四項第一号の認定に係る評価	百五十一万円
令第百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価	九十五万円
令第百十二条第十九項第一号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第十九項第二号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第二十一項の認定に係る評価	四十一万円
（略）	
令第百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価	四十一万円
（略）	
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	（略）
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円
（略）	

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
（新設）	
令第百十二条第三項第一号の認定に係る評価	百五十一万円
令第百十二条第十一項ただし書の認定に係る評価	九十五万円
令第百十二条第十八項第一号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第十八項第二号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第二十項の認定に係る評価	四十一万円
（略）	
令第百二十六条の二第二項の認定に係る評価	四十一万円
（略）	
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	（略）
（新設）	
（略）	